

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>「一〇十六 略」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>2 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第三百三十七条の二第一項、</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇十六 同上」</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第三百三十七条の二第一項、第三百三十七条の三第三号、第四百三十三条第四号、第四百九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>2 銀行法第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方</p>

第三百三十七条の三第三号、第四百四十三条第四号、第四百四十九条第二項並びに第七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。

（第二十一条第四項及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、同項の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 「略」

〔2・3 略〕

4 法第五十四条の二十一第一項第一号イ又は第五十四条の二十三第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用金庫にあつては、第二十三号を除く。）とする。

〔一〇十五 略〕

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

〔十七〇二十六 略〕

〔五〇13 略〕

法とする。

（金庫の子会社の範囲等）

第六十四条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 「同上」

〔一〇十五 同上〕

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百〇一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

〔十七〇二十六 同上〕

〔五〇13 同上〕

(届出事項)

第百条 法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十四 略」

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合（当該子会社対象会社を子会社とするこ
とについて認可を受けている場合及び法第八十七条第一項第二号
の規定により届出をしなければならない場合並びに第十七号に該
当する場合を除く。）

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

（第十八号に該当する場合を除く。）

「十六の二・十六の三 略」

十七 第百七条に規定する子法人等又は第百二十七条各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。以下この号、次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合（新たに有することとなつた特殊関係者が法第五十四条の二十三第六項の規定による認可に伴い信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する業務高度化等会社である場合を除く。）

(届出事項)

第百条 「同上」

「一〇十四 同上」

十五 金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（当該金庫が信用金庫連合会である場合にあつては、業務高度化等会社を除く。）

の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十六 金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

「十六の二・十六の三 同上」

十七 第百七条に規定する子法人等又は第百二十七条各号に掲げる者のいづれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなつた場合

<p>〔十八〕三十一 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 金庫、信用金庫代理業者又は信用金庫電子決済等代行業者は、法第八十七条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告及び附属明細書</p> <p>四 〔略〕</p> <p>〔5〕8 略〕</p>	<p>〔十八〕三十一 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 第一項第二十九号に掲げる場合 法第三十八条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔5〕8 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。